

平成 25 年 11 月 日

給与支払者 各位

十和田市・三沢市・野辺地町・七戸町・
おいらせ町・六戸町・横浜町・東北町・六ヶ所村
青森県上北地域県民局県税部

個人住民税の特別徴収への移行について

日頃、税務行政につきましては、多大なる御協力を賜り深く感謝申し上げます。

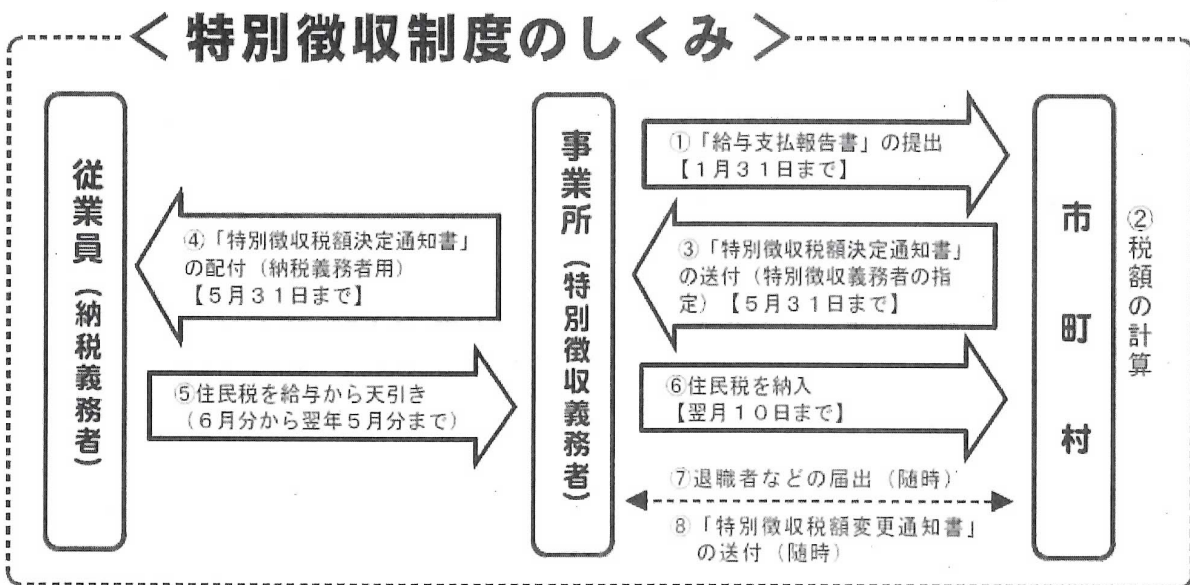
さて、青森県及び上北地域県民局管内 9 市町村では平成 26 年度から、同管内に住所登録のある従業員を雇用する事業主を対象に、給与引き去り（天引き）により給与支払者が従業員に代わって個人住民税を納付する「特別徴収」の特別徴収義務者として指定する予定です。

この指定については、地方税法の規定により実施するものですので、趣旨を御理解のうえ、特段の御高配をいただきますようお願い申し上げます。

また、具体的には下記「特別徴収制度のしくみ」に沿って進んでいくこととなりますが、経理担当者等におかれましては、実施までの準備につきましても万全を期されるよう併せてお願い申し上げます。

なお、実施に際しましては、平成 26 年 5 月 31 日までに各市町村ごとに特別徴収義務者として指定を行い、別途、通知書等を送付いたしますので御承知願います。

特別徴収の事務手続きの流れ等について別紙リーフレットに記載しておりますので、御一読をお願いいたします。



※この文書は平成 26 年度からの実施が円滑に進められるよう、予め、関係者の皆様へお知らせする
ためのものであり、すでに特別徴収を適正に実施されている事業所に対しても送付しています。